

企業経営に資する知的財産契約

知的財産経営支援業務

—知的財産経営の多面性から支援の重要性を考慮して—



青山学院大学法学部特別招聘教授
石田 正泰

目次

はじめに

1. 知的財産経営とは
2. 知的財産経営コンサル
3. 知的財産経営コンサルの具体的項目
4. 知的財産経営コンサルの具体化
5. 知的財産経営コンサルタンの要件
6. 知的財産経営コンサルタンの内容
7. 知的財産・知的財産権とは何か
8. 企業経営における知的財産の機能
9. 企業経営における知的財産の具体的機能
10. 知的財産と知的資産との関係
11. 知的財産経営の実際

ケーススタディ①ライセンス契約の実務

1. ライセンス契約とは
2. 特許ライセンス契約書の文例

ケーススタディ②営業秘密・ノウハウの保護・管理・活用

1. 不正競争防止法による営業秘密の保護
2. 営業秘密・ノウハウの管理
3. ノウハウとエスクロウ契約の留意点

まとめ

はじめに

知的財産とは、特許、商標、著作権、営業秘密等である。知的財産は企業経営における必要不可欠な要素である。

企業（会社）が、持続的発展を確保するためには、自社の強みを維持・強化して他社との差別化を図り、それを経営資源・競争軸と認識し継続する必要がある。差別化の継続のためには、企業理念、人財、蓄積した信用、組織力、ビジネスネットワーク、ブランド、特許権・商標権・著作権等の知的財産権、技術、ノウハウ、ビジネスモデル等が必要不可欠である。

知的財産を企業経営に戦略的に練り込んで対応する経営手法を知的財産経営と表現することが一般的である。知的財産経営における実際においては、知的財産の総合政策的対応が重要であるが、知的財産権については、知的財産法制度に基づいた対応が必要となり、知的財産経営、知的財産戦略の理念が存在する。

1. 知的財産経営とは

企業経営の基本的理念は、持続的発展であり、企業が持続的発展を確保するためには、自社の強みを維持・強化し、他社との差別化を図り、それを自社の重要な経営資源・競争軸と位置づけて対応することが必要不可欠である。そして、自社の強み、他社との差別化を可能にする最も重要な要素が知的財産である。

知的財産経営において特に重要なことは、知的財産の本質的機能を整理把握し、その役割を適切に認識し、知的財産戦略の諸施策を総合政策的思考で実施することである。

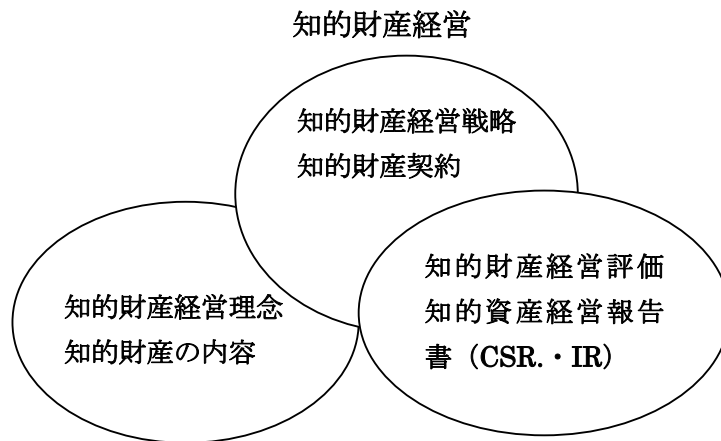
「知的財産経営」とは、財務諸表等の数字に表れない各企業に潜在する隠れた強み（知的財産）を評価し、これを積極的に企業経営やビジネスに練り込んで活用する企業経営・経営手法である。要するに、知的財産経営とは、知的財産を戦略的に活用して経営課題（利益を出して持続的に発展すること）を達成することである。

そして、自社の強みを維持・強化し、差別化を可能にする最も重要な要素が知的財産・知的財産権である。知的財産を経営資源・競争軸と位置づけて対応する企業経営が知的財産経営である。

知的財産により自社の強みを維持・強化し、他社との差別化を図り、それを自社の重要な経営資源・競争軸と位置づけて対応するためには、人的資産、関係資産、組織資産（知的資産）等が必要不可欠である。知的財産経営においては、知的財産の機能を把握し、発揮させる必要があり、要点は次の通りである。

企業経営における知的財産の本当の機能・役割は企業の持続的発展、企業価値の創出・高揚であり、そのために、知的創造経営、知的財産理念的経営が必要不可欠であるといえる。すなわち、知的財産を日常的に経営戦略に練り込んだ企業経営を実行することによって、他との差別化を図り、競争優位を達成し、その結果、持続的発展企業の理念創出、高揚となる。この循環が知的創造経営であるといえる。

自社の強みを維持・強化し、差別化を可能にする最も重要な要素が知的財産・知的財産権である。知的財産を経営資源・競争軸と位置づけて戦略的・総合政策的に対応する企業経営が知的財産経営である。知的財産経営を戦略的に実施し、資源・競争軸と位置づけて対応するためには、知的財産が必要不可欠である。知的財産を経営資源・競争軸と位置づけて対応する企業経営が知的財産経営である。



2. 知的財産経営コンサル

(1) 知的財産経営コンサルティングの概要

意義：知的財産経営の案内、指導

仕組：コンサルタントが、案内・指導する。

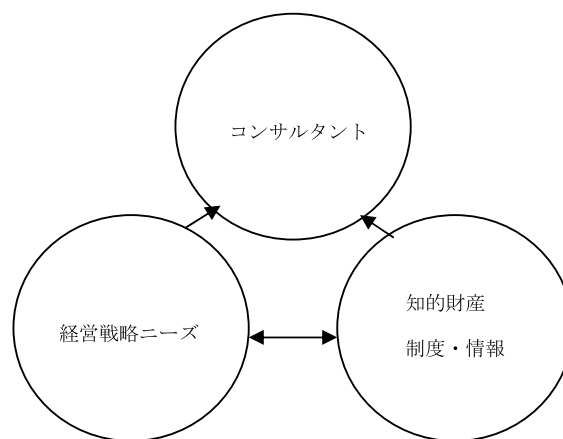
項目：方針・戦略、創造、権利化、活用、評価

利用ニーズ：企業経営に戦略的対応

機能：経営戦略、経営評価、CSR

対応情報・方法：知的財産情報、情報をニーズに従って戦略的に案内・指導する。

結果・評価：知的財産報告書、CSR、ステークホルダー評価



(2) 知的財産経営に関するコンサルティング事項

知的財産経営に関するコンサルティングは、次のように行われる。

- ① 企業経営の確認：材料、戦略、市場
- ② 知的財産戦略の検討：知的財産、人財、方針、戦略
- ③ 知的財産契約の検討：アライアンス、各種知的財産契約の戦略と作成
- ④ 著作権に関する文化庁への登録手続き

また、関連して作成しておくことが有益な情報、資料として次のものがある。